

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



軽自動車税に係る住所変更等の届出先

車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場 税務課	印鑑および 標識
軽四輪	軽自動車検査協会愛知主管事務所 名古屋市港区いはら町2丁目56番1 ☎050(3816)1770 HP http://www.keikenkyo.or.jp/	左記の 届出場所へ お問い合わせ ください。
軽二輪、 自動二輪 (125cc超)	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 HP http://www.mlit.go.jp/chubu/aichi/	

旬ごろまでに済ませていただく
ようお願いします。

無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の
税理士による、無料税務相談会
を次の日程で行います。相続税、
贈与税に関する相談、税について
分からぬこと、個人事業を始め
られる方など、ぜひこの機会をご
利用ください。

とき

4月13日 6月8日 8月
10日 10月12日 12月14日(全水
曜)午後2時~4時(一人30分以
内)

ところ

役場 2階第2会議室

申込方法

事前の予約制で行つ
ていますので、開催日の前日まで
に税務課へ電話でご予約ください。

その他

申告書の作成に関する相談会

です。そこで、税額に関する内容に
ついてはお答えできない場合が
あります。また、申告書等の税
務書類の作成も行いません。
・プライバシーは守られます。

個人事業者の
決算確定申告相談
消費税確定申告相談

商工会では、中小企業の事業
主を対象に、決算確定申告・消費
税確定申告の個別指導講習会を
開催します。

新しく記帳を始める方や記帳
について相談したい方、白色申告
の方、アパートや駐車場などの不
動産貸付を営み、記帳でお悩みの
方もこの機会にご相談ください。

主を対象に、決算確定申告・消費
税確定申告の個別指導講習会を
開催します。

とき

①決算相談 3月8日
(火)②消費税・決算相談 3月10
日(木)午前9時30分~午後3時

ところ

商工会(役場 2階)事
務室

問合せ先

商工会
☎(442)4511
HP <http://www.oharu-sk.com/>

**軽自動車の廃車・譲渡
などの手続きをお忘れなく**

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したときは、または住所等の変更があつたときは、必ず下記の届出場所で必要な手続きを行つてください。手続きを行わないと軽自動車税が課税されたり、お手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの方は、確実になされているかどうかを確認してください。

軽自動車検査協会からのお願い
軽自動車の名義変更・廃車等の届け出について
毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届け出が集中し、窓口が大変混雑する状況となつて
います。このため、名義変更・廃車等の届け出はできる限り3月中

問合せ先 役場 税務課
内線 175・176

3月の公民館ロビー展示

つるし飾り展
2月3日(水)~3月3日(木) ●文化協会

写真展
4日(金)~15日(火) ●写真同好会

絵画展
16日(水)~31日(木) ●油彩画クラブ

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。